

原子力施設等の事故・故障等並びに核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に係る事象の国際原子力・放射線事象評価尺度（INES）の運用について

平成 22 年 4 月 7 日
文 部 科 学 省

1．概要

国際原子力機関（IAEA）及び経済協力開発機構／原子力機関（OECD/NEA）において、原子力施設等の事故・故障等に係る事象の国際原子力事象評価尺度（International Nuclear Event Scale：INES）が1992年に策定され、文部科学省におけるINES評価は、2004年1月から原子力施設に係る事象について運用してきた。その後、放射線源や輸送に関する事象のINES評価に関する追加ガイダンスが2006年に策定され、当省においては、2008年7月から核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に係る事象について運用してきたところ。

今般、IAEAにおいて、INESユーザーズマニュアル（2001年版）及び当該追加ガイダンス（2006年版）を統合し、「国際原子力・放射線事象評価尺度（International Nuclear and Radiological Event Scale：INES）」として、「INESユーザーズマニュアル（2008年版）」が2009年に策定されたことから、当省におけるINES評価においても、当該マニュアルに基づく運用を開始することとする。

2．運用方法等

（1）適用範囲

INESの運用は、「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第62条の3（主務大臣等への報告）」に基づき事業者等から報告のあった事象又は社会的影響が大きいと原子力規制室長が判断した事象について適用する。

（2）評価の方法

2010年4月1日以降に発生した事象について、「INESユーザーズマニュアル（2008年版）」を用いて評価を行うものとする。なお、2010年3月31日までに発生した事象については、旧マニュアルに基づく評価を行う。

（3）INES評価ワーキンググループ

研究炉等安全規制検討会の下に設置されている「INES評価ワーキンググループ」（以下「INES評価WG」という。）においては、原子力規制

室が暫定的に評価した I N E S のレベル(以下「I N E S 暫定値」という。)の妥当性について検討を行う。原子力規制室は、I N E S 評価WGの検討結果を参考にし、I N E S のレベルの正式な値(以下「I N E S 正式値」という。)を確定する。

なお、I N E S 評価WGは、事象の原因究明等の終了後、速やかに開催する。

(4) 事故・故障等に係るプレス発表等

事業者より第 1 報を受けた原子力規制室は、I N E S 暫定値の検討(輸送に係る事象の場合は国土交通省と連携して検討)を行い、速やかにその結果を事故・故障等に係る事象のプレス発表文に含めて公表する。

I N E S 正式値を確定した際は、文部科学省のホームページにて公表する。

(5) I A E A への連絡(別表のレベル 2 以上の場合)

I N E S 暫定値がレベル 2 以上に分類された事象又は事象発生国以外の公衆の関心が高く報道関係者への情報提供が要求される事象については、当該 I N E S 暫定値を速やかに I A E A に報告する。

I N E S 正式値を確定した際は、I A E A に報告する。

附則

- 1 . 本運用は、平成 2 2 年 4 月 1 日から施行する
- 2 . 「原子力施設等の事故・故障等に係る事象の国際原子力事象評価尺度(I N E S)の運用について」(平成 1 5 年 1 2 月 2 6 日付け原子力規制室)は、本運用の施行日をもって廃止する。
- 3 . 「核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に係る国際原子力事象評価尺度(I N E S)の運用について」(平成 2 0 年 7 月 2 日付け原子力規制室)は、本運用の施行日をもって廃止する。
- 4 . 施行日より前に発生した事象に係る I N E S 評価については、なお従前の例による。

国際原子力・放射線事象評価尺度(INES)

INESレベル	基準1	基準2	基準3
	人と環境	施設における放射線バリアと管理	深層防護
深刻な事故 レベル7	・計画された広範な対策の実施を必要とするような、広範囲の健康および環境への影響を伴う放射性物質の大規模な放出。		
大事故 レベル6	・計画された対策の実施を必要とする可能性が高い放射性物質の相当量の放出。		
広範囲な影響を伴う事故 レベル5	・計画された対策の一部の実施を必要とする可能性が高い放射性物質の限定的な放出。 ・放射線による数名の死亡。	・炉心の重大な損傷。 ・高い確率で公衆が著しい被ばくを受ける可能性のある施設内の放射性物質の大量放出。これは、大規模臨界事故または火災から生じる可能性がある。	
局所的な影響を伴う事故 レベル4	・地元で食物管理以外の計画された対策を実施することになりそうもない軽微な放射性物質の放出。 ・放射線による少なくとも1名の死亡。	・炉心インベントリーの0.1%を超える放出につながる燃料の溶融または燃料の損傷。 ・高い確率で公衆が著しい大規模被ばくを受ける可能性のある相当量の放射性物質の放出。	
重大な異常事象 レベル3	・法令による年間限度の10倍を超える作業員の被ばく。 ・放射線による非致命的な確定的健康影響(例えば、やけど)。	・運転区域内での1 Sv/時を超える被ばく線量率。 ・公衆が著しい被ばくを受ける可能性は低い設計で予想していない区域での重大な汚染。	・安全設備が残されていない原子力発電所における事故寸前の状態。 ・高放射能密封線源の紛失または盗難。 ・適切な取扱い手順を伴わない高放射能密封線源の誤配。
異常事象 レベル2	・10 mSvを超える公衆の被ばく。 ・法令による年間限度を超える作業員の被ばく。	・50 mSv/時を超える運転区域内の放射線レベル。 ・設計で予想していない施設内の区域での相当量の汚染。	・実際の影響を伴わない安全設備の重大な欠陥。 ・安全設備が健全な状態での身元不明の高放射能密封線源、装置、または、輸送パッケージの発見。 ・高放射能密封線源の不適切な梱包。
逸脱 レベル1			・法令による限度を超えた公衆の過大被ばく。 ・十分な安全防護層が残ったままの状態での安全機器の軽微な問題。 ・低放射能の線源、装置または輸送パッケージの紛失または盗難。
安全上重要でない(評価尺度未満/レベル0)			